

# 令和8年度税制改正に関する意見

2025年9月11日  
東京商工会議所

## **基本的な考え方**

### (中小企業の「稼ぐ力」の強化で「成長型経済」の実現を)

現在わが国は、高水準の賃上げや物価・金利の上昇の動きが見られるなど、30年にもおよぶ停滞期を脱し、経済の好循環を実現する好機を迎えている。他方、米国関税をはじめ世界経済の不確実性が強まるなか、中小企業においては、最低賃金の大幅な引上げ、円安・原油高によるコスト上昇、人口減少・少子高齢化などによる構造的な人手不足とそれに伴う労務費増、消費低迷など、厳しい状況に直面している。

中小企業は、雇用の約7割（3大都市圏を除くと約9割）を担い、地域経済を支える重要な存在である。中小企業が、研究開発や技術革新、イノベーションにより「稼ぐ力」を強化し、潜在成長率の底上げを図るとともに、収益向上により原資を確保し、構造的・持続的な賃上げに取り組むことが、政府が目指す「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現に不可欠である。

### (国際競争力の強化に向けた大胆な投資促進政策が必要)

諸外国に目を向ければ、アメリカやドイツでは、国際競争力の強化に向け、企業の国内投資を強力に後押しする大胆な減税措置を講じている。わが国が国際競争力を高め、諸外国との競争に打ち勝つには、こうした諸外国の政策に見劣りしない大胆な投資促進政策が極めて重要であり、とりわけ、経済好循環の原動力である中小企業の成長投資への力強い後押しが必要不可欠である。

他方、わが国では、今後、国債の利払い費の増加、防衛、こども・子育て、インフラ整備などさらなる歳出増が見込まれているが、こうした経費の財源として中小企業に対する課税強化を行えば、中小企業の設備投資や賃上げ等の阻害要因となり、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現は極めて困難なものとなる。政府には、中小企業の成長投資を阻害しない経済財政運営を期待する。

### (中小企業の事業承継はわが国の持続的な成長や地方創生に不可欠)

加えて、わが国が直面する重要かつ恒久的な課題の一つが、「中小企業の事業承継」である。中小企業は、地域の雇用に長期間にわたり支え、地域の経済を牽引し、また、地域コミュニティやまちづくり活動への積極的な参画により地域に大いに貢献する、地域の存続・底上げに必要不可欠な存在である。こうした中小企業の事業承継が停滞すれば、地域における良質な雇用の喪失、地域経済の停滞を招き、わが国の持続的な成長や地方創生の実現は極めて困難なものとなる。

また、70歳以上の経営者の割合は増加し続けており、特に地方圏では経営者の高齢化が顕著な状況にある。事業承継は、経営者の若返りを契機とした中小企業の生産性向上・付加価値拡大にも繋がるものであり、円滑な事業承継に向け、後継者に係る過大な税負担を取り除くことが必要不可欠である。

## < 目 次 >

<b>基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
<b>I. 円滑な事業承継に資する税制</b> .....	<b>3</b>
1. 事業承継税制の特例措置の恒久化等.....	3
2. 取引相場のない株式の評価方向の抜本の見直し.....	6
3. 円滑な経営承継・事業継続に向けた税制等の見直し.....	7
<b>II. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制</b> .....	<b>8</b>
1. 中小企業の新たな取り組みを後押しする税制.....	8
2. 中小企業の経営基盤強化に資する税制.....	11
3. 第三の賃上げ・従業員の手取り増に向けた税制.....	13
4. 創業・スタートアップの促進.....	14
<b>III. わが国のビジネス環境整備等に資する税制</b> .....	<b>15</b>
1. 消費税インボイス制度に係る負担軽減措置の延長.....	15
2. 外国人旅行者向け消費税免税制度の維持.....	15
3. 中小企業・小規模事業者のデジタル化の推進.....	16
4. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対.....	16
5. 納税環境整備・納税協力負担の軽減.....	19
6. 事業再生・再編の後押し.....	20
<b>IV. 地域における民間投資拡大に資する税制</b> .....	<b>21</b>
1. 地方創生・内需拡大に資する税制.....	21
2. 都市と地方が共に栄え成長していくための税制.....	25
<b>V. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制</b> .....	<b>28</b>
<b>VI. 東京都に対する要望</b> .....	<b>31</b>

## I. 円滑な事業承継に資する税制

### 1. 事業承継税制の特例措置の恒久化等

中小企業は、代々から伝わる確固たる経営理念に基づき、「責任の連続」の下で、それぞれの地域で事業継続に取り組み、地域の雇用を長期間にわたり支え、地域の経済を牽引し、わが国経済の発展に大きく貢献している。

また、地域コミュニティやまちづくり活動への積極的な参画により、地域へ大いに貢献し、地域の存続・底上げに必要不可欠な存在である。こうした中小企業の多くは、代々、親族内で承継を続けることで、地域に愛着を持ち、地域に根差しつつ、資本の論理では否定されがちな「地域貢献」という重大な役割を担っている。

このような中小企業の経営者が、過大な相続税・贈与税負担のために、自社株の評価を下げようとする事例も見受けられるが、こうしたことは、本来自社の成長のために投じられるべき資金や意欲が削がれ、中小企業の活力を奪うことに繋がる。また、過大な税負担のために経営資源が毀損し経営が傾いたり、後継者が承継する意欲をなくし廃業に繋がれば、地域における良質な雇用の喪失、地域経済の停滞を招くこととなる。

このような中、平成 30 年度税制改正で抜本拡充された法人版事業承継税制の特例措置（以下、特例措置）は、事業承継時における後継者の相続税・贈与税負担をゼロにする画期的な措置として、制度導入以降、地域の雇用を支え、地域経済を牽引する“地域貢献企業”の円滑な事業承継のみならず、経営者の若返りを契機とした中小企業の生産性向上・付加価値拡大へ大いに貢献してきた。

しかし、本特例措置を活用するにあたって必要な事前計画（特例承継計画）の提出期限が、今年度末（2026 年 3 月末）と目前に迫っている。相続税・贈与税の負担は数千万円から数億円にのぼることもあり、「特例措置がなければ廃業していた」という後継者の声も寄せられるなか、このまま期限を迎えれば、2026 年 4 月以降、地域における事業承継は大いに停滞し、地域の地盤沈下が一層進み、わが国の持続的な成長や政府が進める地方創生の実現は極めて困難なものとなる。

加えて、70 歳以上の経営者の割合は 15 年前から増加しており、特に地方圏では経営者の高齢化が進んでいること、そして何より、そもそも企業にとって、円滑な事業承継は永続的な課題であって、自社の事業承継のタイミングが特例措置の期限と合わないケースが多数あることも踏まえれば、本来、中小企業の円滑な事業承継を支える制度は「恒久的」なものとするべきである。

以上を踏まえ、「事業承継税制の特例措置の恒久化」に向けて、以下を講じることが不可欠である。

#### (1) 事業承継税制の特例措置の恒久化

中小企業にとって、事業承継は永続的な課題であること等を踏まえれば、特例措置が終了することは、わが国の持続的な成長や地方創生の実現にとって大きなマイナスである。

よって、現行の特例承継計画の計画提出期限以降（2026 年 4 月から）、事業承継税制一般措置については、少なくとも以下のとおり特例措置並みに拡充し、実質的に恒

久化すべきである。

- ・対象株式の拡大（総株式数の最大3分の2まで → 全株式）
- ・納税猶予割合の拡大（相続の場合80% → 100%）
- ・後継者の人数の拡大（1名 → 最大3人）
- ・雇用確保要件（承継後5年間で平均8割の雇用維持）の弾力化（実質撤廃）
- ・事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除（株式売却や廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除）

なお、仮に上記をすぐに実現できない場合には、まずは現行の特例承継計画の提出期限（2026年3月末）について、特例措置の適用期限である2027年12月末まで1年9か月延長すべきである。

## （2）事業承継税制の活用促進に向けた見直し

### ① 5年経過後の報告不要化

納税猶予の適用を受けてから最初の5年間（以下、事業継続期間）、都道府県と税務署それぞれに年1回の報告と、事業継続期間後の3年に1回、税務署に報告を行う必要があるが、利用者にとって大きな事務負担となっていることや、将来にわたって税理士が支援し続けることが困難、あるいは不安な場合があること、さらには、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用に戻り向きになっている。

こうした状況を踏まえ、納税猶予を受けている企業の存在や事業の実態については、毎年の法人税等の申告書で確認することにより、5年経過後の税務署への報告は不要とすべきである。

### ② 都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底

事業継続期間は、都道府県に対し年次報告書を提出する必要があるが、提出にかかる事前通知が行われない都道府県があること、また、事前通知が行われることが都道府県のHP等により公表されていないことが、税理士や経営者の不安に繋がり、税制の活用に戻り向きになっていることから、都道府県による年次報告の事前通知と、HP等で事前通知を行う旨を公表することを徹底すべきである。

### ③ 納税猶予開始後、一定期間経過時点で納税を免除する制度の導入

納税猶予の適用を受けているものの、認定取消事由に該当した際には、猶予税額の全部または一部と利子税を、原則、現金で一括納付する必要がある。これにより事業承継税制を適用する企業は長期にわたるリスクを負うことになり、制度活用に慎重にならざるを得ない状況を生み出していることから、納税猶予開始後、後継者が事業を継続し、一定期間が経過した時点で納税を免除する制度を導入すべきである。

#### ④事業継続期間内における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

事業継続期間内は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できない。

したがって、後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、事業継続期間内における納税猶予の取消し事由から撤廃すべきである。

#### ⑤みなし相続時の代表権要件、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税の納税猶予適用後、事業継続期間内は、後継者に対して「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が要件として定められているが、事業継続期間後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡し、相続税の納税猶予を適用（以下、みなし相続）する場合、後継者に対して事業継続期間内と同様の要件が再度、課されることとなる。

代表権要件は、先代経営者（贈与者）の死亡という予見不可能なタイミングまで、代表権の移動を伴う次世代経営者の育成が制限されるなど、事業承継後の経営の自由が制限されるため、また、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、同族関係者の相続など後継者の意図しないところで要件が満たせなくなる可能性を排除できず、先代経営者（贈与者）からの相続が発生するまで長期間にわたって、後継者が納税猶予の取消しリスクにさらされるため、税理士や経営者が税制の活用には後ろ向きになる要因となっている。

このため、事業継続期間後のみなし相続時の要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

#### ⑥資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消し事由に該当し、特に人手不足の中で、従業員採用に苦慮している小規模な中小企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

### ⑦提出書類の一本化、簡素化および提出先のワンストップ化

事業継続期間、後継者は、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならないが、加えて、従業員数証明書として提出する健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写しなどの添付書類も膨大で、利用者にとって大きな事務負担となっている。また、報告忘れによる猶予取消しのリスクがあることにより、税理士や経営者が税制の活用に関心を失っている。

このため、提出書類の一本化、簡素化と書類の提出先のワンストップ化を行うことで、税制の活用を促進すべきである。

### (3) 外国子会社株式の対象化

現行の事業承継税制では、外国子会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外されているが、中小企業の積極的な海外展開を促進する観点から、外国子会社株式を対象とすべきである。

## 2. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加する等、円滑な経営承継の大きな阻害要因となっている。

このため、取引相場のない株式の評価方法について、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法を抜本的に見直すべきである。

また、抜本的な見直しを行うまでの間、純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- ・評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前3か月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後3か月間（あるいは5か月間）の株価変動を斟酌すべき
- ・土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の円滑な経営承継のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき
- ・円安の進行によって、業績に関わらず、外国子会社株式の時価評価額が上昇した結果、評価会社が株式保有特定会社と判定され、想定外に株式の評価方法が変更されてしまうことが、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価における予見可能性を高めるためにも、株式保有特定会社判定時の為替レートは、評価時点または評価時点から遡った一定期間における平均のいずれかを選択できるようにすべき

なお、2024年11月に会計検査院が、取引相場のない株式の評価方法について、「原則的評価方式の一つである類似業種比準方式の評価額が純資産価額方式の評価額に比して相当程度低く算定されている」と指摘し、評価方法の違いによって評価額に大きな差が生じていることについて、「異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要である」との所見を公表したが、評価制度を見直す場合は、類似業種の株式の取引価値の実態を参考にした計算方式の合理性を尊重しつつ、むしろ、評価額が過大となっている純資産価額方式を見直す方向で検討すべきである。

### 3. 円滑な事業承継に向けた税制等の見直し

#### (1) 相続税の基礎控除額の引上げ

インフレ環境では資産評価額が上昇する傾向があるが、2015年に相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられて以降、2023年には相続税の税収は3兆53億円(2014年：1兆3,908億円)まで増加し、課税割合も9.9%(2014年：4.4%)まで拡大しており、本来は相続税の課税対象に該当しない中間層までもが課税対象となりつつある。

これは「富の再分配」という相続税本来の趣旨から逸脱している状況であり、中間層への過剰な負担を防ぎ、納税者の公平感を確保するためにも、現行の基礎控除額については、実勢に即した水準へ引上げるべきである。

#### (2) 「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る不動産取得税の軽減措置の延長

親族内や従業員に後継者がおらず、M&A(第三者承継)を検討する中小企業が増加しているが、買手企業にとっては、土地・建物の取得に係る不動産取得税のコストが資金繰りを悪化させ、引き継いだ事業の安定化や、その後の事業拡大、新事業展開、ビジネスモデル変革に向けた取り組みを阻害している。

このため、「経営力向上計画」に基づく再編・統合に係る不動産取得税の軽減措置については、今年度末の適用期限を延長すべきである。

#### (3) 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度のさらなる活用促進に向け、以下の見直しを行うべきである。

- ・贈与後に株式等の評価額が下落した場合、相続時の時価で再評価する
- ・贈与者・受贈者要件(60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の子・孫)の緩和

#### (4) 事業譲渡の促進に向けたみなし配当課税の見直し

後継者難に直面する中小企業にとって、従業員や取引先等を後継企業に引き継ぐことができるM&A(第三者承継)は、後継者対策の重要な選択肢の一つであるが、事業拡大、新事業展開、ビジネスモデル変革に向けてM&Aに取り組む買手企業にとっては、買収先企業の簿外債務等のリスクや事業価値の算定が困難であることがM&A

の障害となっており、リスク回避のために譲り受ける資産・負債を限定できる事業譲渡を希望することが多い。

一方で、法人の清算を伴う事業承継を前提として事業譲渡を用いた場合、事業を譲り渡す法人に対する譲渡益と法人清算時の出資者に対するみなし配当に課税され、株式を譲渡した場合と比較して、事業を譲り渡す者の税負担が大きくなることが、ボトルネックとなり、事業譲渡が進まないケースがある。

このため、事業を譲渡した後に法人を清算する場合のみなし配当について、申告分離課税とし、少なくとも株式譲渡所得に対する税率と同水準に引き下げるべきである。

#### (5) デューデリジェンス費用や仲介手数料の損金算入

中小企業のM&Aにあたっては、買手企業にとって、非上場会社である中小企業の事業価値の算定が困難であることに加え、リスク算定のために必要なデューデリジェンス費用や仲介手数料が損金算入できないことが障害となっていることから、デューデリジェンス費用や仲介手数料を損金算入とすべきである。

## Ⅱ. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

### 1. 中小企業の新たな取り組みを後押しする税制

#### (1) 研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充

政府が進める物価と賃金の好循環を実現するためには、中小企業が「構造的・持続的な賃上げ」に取り組むことが重要であり、そうした賃上げ原資の確保に向けた企業の研究開発投資への強力な後押しが必要不可欠である。

したがって、研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制は、予見可能性のある安定した制度とするため、恒久化すべきである。

あわせて、中小企業の研究開発を後押しする観点から、以下に掲げる見直しを行うべきである。

##### ①特例措置の適用要件の緩和・延長等

今年度末で期限切れを迎える「売上高試験研究費割合 10%超の場合における控除上限および控除率の上乗せ措置」および「中小事業者等の試験研究費増減割合 12%超の場合における控除上限及び控除率の上乗せ措置」の要件緩和を図るとともに、確実に延長すべきである。

##### ②中小企業における「専ら要件」の運用面の改善

経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められていることから使い勝手が悪く、税制が活用されない原因となっている。

については、中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の

場合は、研究開発に従事する従業員の給与等の一定割合を試験研究費とみなす計算方法を導入する等、大胆に運用面を改善すべきである。

### ③繰越控除措置の復活

中小企業は損益分岐点比率が高く、外部環境の変化やまとまった設備投資等により赤字に転落することも多いが、その中でも自社の成長に向けたイノベーションに挑戦し続けている。

こうした中小企業経営の実態を踏まえ、経営資源を安定的に研究開発投資へ振り向けることができるよう、平成 27 年度税制改正で廃止された研究開発費の繰越控除措置を復活すべきである。

### ④控除率・控除上限の引上げ

中小企業は、無計画に研究開発を行っているわけではなく、あらかじめ予算を確保し、計画に沿って行動している。本税制を適用する中小企業の多くは、税額控除を織り込んだ予算策定を行っており、控除率を引上げることは、研究開発予算を増加させるインセンティブとして非常に効果的である。一方で、中小企業は外部環境の変化による影響を受けやすく、突発的な減収によって法人税額が減少した場合、想定していた規模の税額控除を受けられず、翌期以降の研究開発予算を棄損してしまう恐れがある。

こうした状況を踏まえ、中小企業が持続的に研究開発を拡大させていくため、控除率（中小企業技術基盤強化税制は最大 17%）および控除上限（同、最大で法人税額の 25%）を引上げるべきである。

### ⑤試験研究費の対象範囲の見直し・明確化

中小企業は研究開発にかけられる経営資源が潤沢ではなく、身近な改革から取り組むケースも多いため、中小企業の成長に資するようなイノベーション活動全般を広く試験研究費として認めるべきである。

また、現在、国立大学でも文理横断、文理融合的な研究が進んでいる中、「人文科学及び社会科学に係る活動」がひとまとめで対象外となっているが、時代の流れや企業活動の変化に合わせて見直すべきである。そのうえで、自社の研究が対象になるのか企業の予見可能性を高めるためにも、ガイドラインやテンプレートの作成等により対象を明確化する方策を講じるべきである。

### ⑥「中堅企業向け研究開発税制」の創設

中堅企業は、地域経済の牽引役として、良質な雇用を生み出し、若者・女性を引き留める役割を担うなど、政府が進める地方創生の中核的なプレイヤーとなる極めて重要な存在である。

こうした中堅企業による研究開発投資をさらに後押しするため、「中堅企業向け研究開発税制」を創設すべきである。

### ⑦地方国公立大学との連携を対象とした「地方創生枠」の創設

地域の研究開発拠点である地方国公立大学には、大きなポテンシャルがあり、地域の中小・中堅企業とのオープンイノベーションを行うことは、大学と中小・中堅企業の双方にとって大きなメリットがある。地方発の研究開発が進むほか、当該大学の出身者が地域の中小・中堅企業に就職するといった効果も期待できる。

こうした観点から、現行のオープンイノベーション型に、地方国公立大学と地域の中小・中堅企業との連携を念頭に置いた「地方創生枠」を創設すべきである。

### ⑧比較試験研究費の計算方法の簡素化

新たに研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制を利用しようとする中小企業において、過去3年間の試験研究費を精緻には計算することができないケースが想定されることから、比較試験研究費の計算方法の簡素化を図るべきである。

### ⑨「高度研究人材」の育成への対象費用拡大

企業による社会実装を意識した実践的な高度研究人材の育成を後押しする観点から、博士課程への派遣に係る人件費、入学金、授業料等の費用についても、特別試験研究費の対象に加えるべきである。

### ⑩「高度研究人材」の活用促進に向けた要件緩和

企業の実務上、研究テーマの社外開示は困難であり、テーマの提案者の特定も困難であるため、研究テーマの要件を撤廃すべきである。

また、「博士号取得後5年以内」の要件は、博士号の価値や能力と必ずしも連動せず、採用後の活躍を重視する観点から、「採用後10年以内」に緩和すべきである。

## (2) 大胆な設備投資促進税制の創設

アメリカやドイツでは、国際競争力の強化に向け、企業の国内投資を強力に後押しする大胆な減税措置を講じている。わが国が国際競争力を高め、諸外国との競争に打ち勝つには、こうした諸外国の税制措置に見劣りしない大胆な投資促進政策が不可欠である。

国内投資の拡大を通じて、政府が目指す「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するためにも、5年間を集中投資期間と位置づけたうえで、大胆な設備投資促進税制を創設すべきである。

## (3) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の拡充

令和7年度から、知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する「イノベーションボックス税制」が施行されたが、対象となる知的財産の範囲は特許権とAI関連のソフトウェアの著作権に、対象となる所得の範囲は知的財産のライセンス料と譲渡益に限定されており、中小企業のイノベーションを後押しするには不十分であると言える。

このため、中小企業が取引上優位に立って、付加価値の高い製品・サービスを適正

価格で提供することで「稼ぐ力」を身に付けられるよう、アウトプット段階での知財活用に対する強力な後押しをする観点から、同税制については以下のとおり見直しを行うべきである。

- ・対象となる所得に、知財を組み込んだ製品・サービスの売却益を追加
- ・対象となる知財の範囲に、実用新案権等を追加
- ・中小企業の事務負担を考慮した、中小企業向け特例措置の創設（対象所得を算出する際にみなし割合を用いる等）

#### （４）研究開発に使用する設備に対する固定資産税の減免措置の創設

わが国の持続的な経済成長と国際競争力の強化に向けては、企業による継続的かつ戦略的な研究開発投資が不可欠である。中でも、研究開発を支える設備投資（研究施設、実験装置、開発拠点の整備等）は、長期的な視点でのイノベーション創出に資するものであり、その促進に向けたインセンティブの強化が求められている。

しかしながら、現行制度においては、研究開発に使用する建物・設備・機械等も他の用途の資産と同様に、収益状況に関係なく、赤字であっても固定資産税が課されることから、企業にとっては初期投資に加え、長期にわたる税負担が重くのしかかる構造となっている。特に中小企業においては、収益化までに時間を要する研究開発活動の負担が重く、投資の抑制要因となっている。

こうした状況を踏まえ、中小企業における研究開発投資の促進と研究開発拠点の維持・拡充を図る観点から、研究開発用の固定資産（建物、構築物、機械装置、測定機器等）について、固定資産税を減免する措置を創設すべきである。

#### （５）カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長等

2050年カーボンニュートラルの実現には、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を通じた企業の脱炭素化投資を加速させることが不可欠である。

このため、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制については、中小企業の脱炭素化投資を進めるための要件の見直し等を行ったうえで、今年度末の適用期限を延長すべきである。

## 2. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

### （１）少額減価償却資産特例の拡充・本則化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約66万社が活用する等、広く普及するとともに恒常的に利用されており、深刻な人手不足に苦しむ中小企業における減価償却資産の申告や納税等に係る事務負担の軽減、バックオフィス業務や製造現場等の効率化・生産性向上等に大きく寄与していることから、以下の見直しを行ったうえで本則化すべきである。

#### ① 取得価額および年間取得合計額の引上げ

足元の物価上昇に伴い、デジタル機器（パソコン、ソフトウェア等）をはじめと

する機械・器具等の値上げが相次いでいるほか、製品の高機能化・高付加価値化に伴う価格上昇もあり、対象資産の取得価額（税抜経理の場合は税抜 30 万円未満、税込経理の場合は税込 30 万円未満）や取得合計額の上限（300 万円以下）を超えてしまうケースが増加している。また、事務負担の増加を懸念する企業からは、「スペックの劣る製品を購入せざるを得ない」「必要な台数をまとめて更新できない」といった声が寄せられており、取得価額や取得合計額の上限の基準が、中小企業のバックオフィス業務や製造現場等の生産性向上を阻害している。

このため、中小企業の事務負担の軽減を通じた生産性向上を図るとともに、昨今の物価上昇を考慮し、対象資産の取得価額（30 万円未満）および年間の取得合計額（300 万円以下）を引上げるべきである。

## ② IT 導入やデジタル化に資する資産を対象とした「IT 導入枠」（仮称）の創設

本来、陳腐化が早く資産性の乏しい資産（IT 機器やソフトウェア等）は、消耗品費としての処理を認めるべきであるが、それが実現するまでの間は、これらの資産を対象とした「IT 導入枠」を創設し、取得価額や年間合計額の上限なく即時償却を認めることで、中小企業の IT 導入やデジタル化を促進すべきである。

## （2）中小企業の経営実態に即した減価償却方法の見直し

一部の減価償却資産の法定耐用年数が長期であることや償却方法が定額法に限定されていることが、中小企業の前向きな設備投資を阻害しているため、減価償却制度については、法定耐用年数の見直し（建物については短縮する等）や償却方法の柔軟化（中小企業に限り、建物等の償却について定率法との選択制とする等）などを行うべきである。

## （3）償却資産に係る固定資産税の廃止

原材料価格の高騰によるコスト上昇に歯止めがかからない中、価格転嫁が困難で、収益が確保できず、赤字計上を余儀なくされている中小企業にとって、収益状況に関係なく、赤字であっても課税される償却資産に係る固定資産税は大きな負担となっている。そもそも償却資産にかかる固定資産税は、国際的に見ても稀な税制であることから、本来廃止すべきである。少なくとも、現在、固定資産税の減額措置の対象となっている生産性向上に資する設備投資に加え、GX に資する設備投資で取得した償却資産に係る固定資産税についても減免すべきである。

## （4）優秀な経営人材の確保・定着に向けた業績連動給与の適用対象の拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の 3 類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業

にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで適用対象を拡大し、人材の流動化が進む中で、中小企業が優秀な経営人材を確保できるようにすべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げるとは、経営基盤の安定を図るために不可欠な経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

#### **(5) 欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化**

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、中小企業は、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態であり、国際的にも多くの国では、中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

こうした点を踏まえ、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

#### **(6) 商業地等に係る固定資産税の適正化に向けた見直し**

近年の地価上昇により、都市部を中心に、土地に係る固定資産税負担は増加傾向にある。固定資産税は、担税力に関わらず一律で課税されるものであり、価格転嫁が困難で、収益を十分確保できずにいる中小企業にとって、固定資産税負担の増大が成長に向けた取り組みに水を差している。

このため、特に商業地等に係る固定資産税については、中長期的な目線で、税負担の適正化について検討すべきである。

なお近年、地域の発展に寄与しない投機目的の不動産取得等によって地価が上昇することで、商業地等に係る固定資産税が上昇し、中小企業・小規模事業者の事業継続の大きな負担となっていることから、投機目的の不動産取得に対する税制措置の創設等も検討すべきである。

### **3. 第三の賃上げ・従業員の手取り増に向けた税制**

日本商工会議所および東京商工会議所が2025年6月に公表した調査によれば、賃上げを実施した中小企業は69.6%と、2年連続で7割前後の高水準となった一方、賃上げ実施企業のうち60.1%が、人手不足や物価上昇に対応するため、業績改善を伴わない中で、防衛的に賃上げを行ったと回答している。こうしたなか、従業員への手当・補助にかかる所得税の非課税措置は、従業員の手取り増に極めて効果的であり、構造的・持続

的な賃上げの原資確保に苦慮する中小企業の取り組みを力強く後押しするものである。

したがって、第三の賃上げや従業員の手取り増に向けて、以下の見直しを行うべきである。

#### (1) 従業員への「食事補助」に対する非課税上限額の引上げ

従業員等の食事代を補助する際、月額 3,500 円を限度に所得税を非課税とする措置は、福利厚生制度を強化するものとして、中小企業の人材確保に貢献している。

しかし、この 3,500 円という基準は 40 年以上前に決定されたもので、その間の物価上昇等を加味しておらず、また、食事補助金額を月 3,500 円以内に抑えている企業が多く存在する等、税制が企業の従業員に対する食事補助の取り組みを阻害している状況にあることから、現行の月額 3,500 円とされる非課税上限額を引上げるべきである。

#### (2) マイカー通勤者の通勤手当における非課税限度額の引上げ

地方において利用率の高いマイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額は、2014 年の見直し以降、10 年以上据え置かれているが、昨今のガソリン価格高騰の影響を考慮するとともに、人手不足に苦しむ中小企業が、広域から人材を確保するための後押しともなるため、現行の非課税限度額を引上げるべきである。

### 4. 創業・スタートアップの促進

#### (1) オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

社会構造が急速に変化し、国際競争の激化する中、スタートアップによる新たな付加価値創出を促進するとともに、成長志向を有する中小・中堅企業とスタートアップとの協業促進を図るため、今年度末で期限を迎える同税制は延長すべきである。

また、成長志向のスタートアップは、労働力や投資資金の確保が容易な大都市に集中する傾向がある。一方、少子高齢化や過疎化等により、交通や医療、防災などのインフラ機能の維持が困難な地域において、スタートアップは新しい技術やビジネスモデルにより、地域の社会課題に新たな解決策をもたらす存在となり得る。

このため、地域拠点での事業継続・成長を促し、域外への資金流出を防ぐ観点から、同一地域内の企業が連携して新たな事業を共創するオープンイノベーション投資に対し、本税制における設立年数の要件（10 年）の緩和や控除率の引上げ等の措置を講じるべきである。

#### (2) 創業後 5 年間の法人税の減免

創業後 5 年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後 5 年間の法人税免税措置や、創業後 5 年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を 100%控除できる期

間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

### （3）創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

## Ⅲ. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

### 1. 消費税インボイス制度に係る負担軽減措置の延長

消費税インボイス制度について、かねて商工会議所は、導入反対や凍結を主張してきたが、政府・与党の強い意向の下、導入が決定された。

商工会議所は、制度開始にあたり、中小企業の混乱を防ぐ負担軽減措置と政府による周知徹底等を要望し、その結果、政府において周知広報が行われるとともに、中小企業・小規模事業者の税負担・事務負担を緩和する各種負担軽減措置が講じられた。そして、全国の商工会議所で、地域の中小企業・小規模事業者への制度周知や相談対応に取り組んだことで、これまでのところ大きな混乱は見られていない。

しかし、各種負担軽減措置のうちの2つが、2026年9月末をもって廃止・縮小される予定であり、これらが廃止・縮小されれば、中小企業・小規模事業者における大きな混乱は避けられないと大いに懸念している。

こうした状況を踏まえ、インボイス制度に係る以下の負担軽減措置については、2026年9月の適用期限を当分の間延長すべきである。

#### （1）免税事業者等からの仕入に係る負担軽減措置の延長

課税事業者における免税事業者等からの仕入について、仕入税額相当額の8割を仕入税額控除できる負担軽減措置については、地域を支える免税事業者等の取引排除を防ぐとともに、課税事業者の賃上げ原資確保の観点から、2026年9月の適用期限を当分の間延長すべきである。

#### （2）免税事業者が課税転換した際の納税額に係る負担軽減措置の延長

免税事業者が課税転換（インボイス発行事業者となる）した際の消費税納税額を、売上に係る消費税額の2割に軽減する負担軽減措置（2割特例）については、課税転換した事業者の税負担・事務負担を緩和することで、引き続き免税事業者の課税転換を促す観点から、2026年9月の適用期限を当分の間延長すべきである。

### 2. 外国人旅行者向け消費税免税制度の維持

外国人旅行者等の非居住者に対して適用される消費税免税制度は、日本を訪れる旅行者の購買意欲を高め、観光消費を促進する極めて重要な仕組みである。同制度は、観光立国の実現や地域経済の活性化に資するものであり、とりわけ地方都市や観光地における小売業・商業施設の売上拡大に寄与してきた。一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会の調査によれば、消費税免税制度を廃止すると訪日消費額の

65.6%を占める上位5地域だけにおいても年間で訪日客数は514万人減少、訪日消費額は1兆4,304億円減少すると試算されている。

他方、出国時に免税で購入した物品を持ち出さない不正が後を絶たないとの指摘もあるが、こうした状況を踏まえ、令和7年度税制改正にて、2026年11月からリファンド方式が導入されることが決定しており、今後、制度の適正化と厳格な運用が可能になると考えられる。

消費税免税制度が外国人旅行者の購買動機の一つとなっていることを踏まえれば、観光を通じた地域経済の活性化に向けて、各地域の特産品や伝統工芸品等のインバウンド消費機会を確保するため、リファンド方式を導入したうえで、同制度は維持すべきである。

### 3. 中小企業・小規模事業者のデジタル化の推進（スマート青色申告制度（仮称）の創設）

中小企業の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つであるが、個人事業主の約4割が白色申告であることや、売上高1千万円以下の小規模事業者の5割弱が帳簿作成等の経理事務を手書きで行っていること等を踏まえれば、まずはこうした層の記帳水準の向上が不可欠である。

このため、個人事業主のデジタル化へのインセンティブ措置として、①デジタルツールで記帳・帳簿作成を行い、かつ、②e-Taxで申告を行う者、に対する「スマート青色申告制度」（仮称）を創設し、下記のようなインセンティブ措置を大胆に講じるべきである。

- ・「スマート青色申告特別控除」（仮称）の創設（現行の青色申告特別控除（最大65万円）の引上げ）
- ・青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（3年間）の延長

### 4. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

#### （1）印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とする時代に即していない税制であり、金銭的な負担はもちろん、購入・管理に係る事務的な負担も生産性向上を阻害する要因となっている。

なお、電子契約にすることで印紙税負担を無くすことが可能だが、例えば、国・地方公共団体等が電子契約に対応していない場合、中小企業は契約の際の印紙税負担を避けることができない。また、一般消費者相手のビジネス（BtoC）の場合、電子による契約や領収書発行は困難である。

こうした点を踏まえ、印紙税については速やかに廃止すべきである。

#### （2）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。また、都市計画税が徴収される中、

既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

については、新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。

少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

### （３）留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対

経営環境の急速な変化に対応し、企業が生き残っていくためには、新たな成長投資が必要不可欠であり、これを行うための財務基盤の強化は、企業にとって極めて重要である。中小企業は大企業と異なり、資金調達は金融機関からの借入金を中心であるため、自己資本比率の向上は緊急時の資金調達余力確保の観点から極めて重要である。さらに、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税である。

このように、成長投資を行うための財務基盤の強化や円滑な資金調達を阻害することに加え、二重課税の解消という観点からも留保金課税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対である。

### （４）外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、わが国の喫緊の課題である賃上げの取り組みに逆行し、「成長と分配の好循環」の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約7割、損益分岐点比率が約9割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人186万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ不公平な取扱いとなっている。小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、これまでの税制改正の中で見直しは一部にとどまり不公平な取扱いが継続している状況にある。

については、全てのガス・電力事業者について他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

また、令和4年度税制改正にて、大企業の所得割の税率について、所得に関わらず、最も高い所得区分の税率である1%に引上げられたが、こうした動きにあわせて今後、中小企業の所得割の税率についても同様に引上げるようなことはあってはならない。

### （５）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を

導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の毎年1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には、反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となるなど、現年課税化は、企業、地方自治体双方の事務負担を増加させ、生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

#### **(6) 納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対**

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。

寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用や e-Tax の利便性向上等において検討すべきである。

#### **(7) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対**

特定技能は2019年に創設された外国人労働者の新たな在留資格制度であるが、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等に対応すべきである。

#### **(8) 二重課税の見直し**

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題

がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ・印紙税
- ・石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ・嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ・その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

#### **（９）地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対**

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約２割を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、地方自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、地方自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の用途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

### **５．納税環境整備・納税協力負担の軽減**

#### **（１）中小企業の納税協力負担の軽減**

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務等について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担を強いられている。例えば、昨年実施された所得税の定額減税については、事業者の事務負担が大きく、負担の少ない給付金で対応すべきであるとの声が寄せられた。

このように、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっていることから以下の措置を講じるべきである。

##### **① 国税に係る企業の税務事務負担の軽減**

- ・国、地方自治体に提出する開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと
- ・「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- ・税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- ・法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映した Excel 形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

## ② 地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- ・ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること
- ・ G ビズ ID との連携により eLTAX の利便性向上を図ること

## (2) 不納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

- ・ 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）の「翌月20日」への変更
- ・ 不納付加算税（源泉所得税の10%）の軽減

## 6. 事業再生・再編の後押し

### (1) 事業再生等の私的整理が無税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。

については、「中小企業活性化協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）および「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

### (2) 企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。

このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

### (3) 資産の評価損の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損について損金算入できるようにすべきである。

#### (4) 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置における要件の緩和等

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、中小企業の再生を支援する観点から、2009年12月4日から2016年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」を対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

#### (5) 早期再生の後押しに向けた所要の措置

早期再生を実現し、経営に元気と活力を取り戻すため、「基本要領」に定める手続きに従って策定された再生計画を実行する中小企業等に対し、次の措置を講ずべきである。

- ・債務者企業がサービサー等の一定の金融機関から債権を買い取る際に発生する債務免除益の繰延べ措置の創設
- ・再生計画合意時点における青色繰越欠損金の繰越期限の停止、および再生計画合意日以前の一定期間内に期限切れとなった青色繰越欠損金の損金算入の容認
- ・経営者等の所有する土地建物・株式等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てた場合、再生計画への明記かつ再生計画期間中の実行であれば、当該譲渡に係る所得をなかったものとする（保証債務を履行するために土地建物等を売ったときの特例を柔軟に運用すること）
- ・再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産に係る固定資産税の負担軽減措置の創設
- ・経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合において、非課税所得（所得税法第9条第1項第10号）の適用を可能とすること。また、無資力判定に係る要件を明確化すること
- ・再生計画に基づき滞納租税を分割納付するときは、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めること。また、計画期間中は担保の提供を要さずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除すること
- ・第二会社方式による再生計画において、特別清算で切り捨てられる金銭債権について、貸倒損失による損金算入を認めること

## **IV. 地域における民間投資拡大に資する税制**

### **1. 地方創生・内需拡大に資する税制**

#### (1) 地方拠点強化税制の延長・拡充

企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図る地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）は、地方における企業拠点の強化を促進し、政府の進める地方創生を実現するために不可欠な税制である。さらなる活用促進に向け、以下の見直しを行ったうえで、今年度末の適用期限を延長すべきである。

### ① 税額控除率等の引上げ

地方における企業拠点の強化を力強く後押しするため、オフィス減税における控除率（移転型 7%、拡充型 4%）および特別償却率（移転型 25%、拡充型 15%）を引上げるべきである。

### ② 中古物件の購入および改修の対象化

地域においては、新築ではなく既存の建物等を活用した拠点整備も多く見られる。現行制度では、特定業務施設の新設・増設に伴って取得した建物等が対象とされているが、こうしたニーズに対応して企業が柔軟に地方拠点を整備しやすくするため、中古物件の購入や改修も、オフィス減税の対象に追加すべきである。

### ③ 移転型における転勤者要件の緩和

企業の地方移転を妨げる要因の 1 つとして、従業員の転勤が挙げられる。中小企業は、転勤がない前提で地元出身者を採用するケースがほとんどであり、中小企業の従業員にとって、家族ぐるみの移住は極めてハードルが高い。リモートワークが定着している現状も踏まえ、転勤者要件は緩和すべきである。

## (2) 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例の延長・拡充

都市・地域の土地・不動産ストックの有効活用により、企業の設備投資を促すとともに、国内における企業立地・産業立地の転換を円滑化させ、企業の生産性向上を図る観点から、長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例については、今年度末の適用期限を延長するとともに、買換資産の土地面積要件の緩和を図る等、拡充すべきである。

また、足元の人手不足や働き方改革の影響等により、敷地の造成や建設移転にかかる工期が長期化し、取得期間とされる最長 3 年以内に、買換資産を取得できないケースがあるため、買換資産の取得期間を延長すべきである。

## (3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、企業が地方公共団体に寄附を行い、その財源により地域活性化事業を推進する制度であり、地域との協働を通じた地方創生の推進に極めて有効な手段として、各地で活用が進んでいる。特に、財政制約の大きい地方自治体にとっては、貴重な財源確保の手段であり、官民連携の強化にも資する有意義な仕組みである。また、個人版ふるさと納税と異なり、返礼品を目的とした寄附が存在しない点に鑑みても、経済的な見返りを伴わない真の地域貢献活動として評価されるべきである。

一方で、企業が本社を構える地方自治体に対する寄附は制度の対象外とされているが、企業の地域貢献活動の幅を広げ、さらなる地方創生の推進につなげる観点から、寄附を行う企業に対して不当な便益が生じないよう十分配慮しつつ、本社所在地の地方自治体への寄附も本制度の対象に加えるべきである。

あわせて、本税制のみならず、地方自治体が実施する地方創生事業や住民の生活環境向上に資する事業等に対して地元企業が寄付をしやすくする措置を検討すべきである。

#### (4) 民間企業による産業用地整備の促進に向けた支援策の強化（産業用地整備促進税制（仮称）の創設等）

地域における産業基盤の強化や経済安全保障の観点から、地域の土地を買収して産業用地を整備し、国内投資を促進させる必要があるが、全国各地で、その受け皿となる産業用地の確保が課題となっている。民間事業者と連携した用地整備は、行政単独事業に比べ、整備完了までの期間が短い等のメリットがあるものの、初期段階において、地権者との交渉（合意形成・用地買収）が難航することがボトルネックとなって進まないケースが多い。

そのため、地方公共団体と民間事業者が連携して産業用地を整備する場合において、地権者が土地を譲渡する際に発生する所得税を軽減する税制優遇措置（産業用地整備促進税制（仮称））を創設すべきである。

#### (5) 過疎地域におけるエッセンシャルサービスの維持に向けた税制措置の創設

地域における人口減少は待ったなしの課題であり、なかでも、地方部からの若者・女性等の労働人口の流出が深刻な問題となっている。こうした状況から、特に公共交通・物流、小売、医療・介護など、生活や社会基盤を支える「エッセンシャルサービス（以下、ES）」においては、働き手の不足と人口減少に伴う域内需要の低下によって、民間企業による事業継続そのものが困難な状況になりつつある。このままES供給体制が脆弱になれば、地域の雇用機会の喪失に拍車をかけ、さらなる人口流出を招く悪循環に陥り、地域経済が衰退する恐れがある。

こうした状況は全国各地で見られ、国内 GDP の約6割、人口の半数を占める地域経済が同時に崩壊すれば、我が国の経済に計り知れないダメージを与えることから、ESの供給危機は、全国規模で早急な対応が必要な問題である。

このため、ESの持続的な提供を行う事業者に対する減税措置を講じるとともに、外部からの資金提供を促進するための寄附税制の拡充を行うべきである。

#### (6) 地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた税制優遇措置の創設

人口減少社会において、地域全体で子供たちの学びや成長を支える取り組みが重要であり、地域の企業は出前授業や職場体験の受入、部活動等への指導者派遣などを通じて教育活動に参画しているが、ボランティアによる取り組みであるほか、インセンティブが乏しく新たな協力企業が増えないことで、積極的に教育活動に協力する企業に負担が集中している状況が見受けられる。

地域全体で子供たちの学びや成長を支えるため、地域学校協働活動に参画する地元企業へのインセンティブとして、教育活動として支出した費用の一定割合を法人税額から控除できる制度を創設すべきである。

## (7) 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

地震や津波、豪雨、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに推進するためには、行政のみならず、中小企業を含む地域全体での取り組みが求められていることから、都市計画法および都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転促進が図られている。こうした施策の実効性を高めるため、今年度末で期限を迎える本税制は延長すべきである。

## (8) サプライチェーン全体での防災・減災対策を促す税制措置の創設

中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのBCP策定等の防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与すべきである。

あわせて、地方自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

## (9) 内需拡大に資する住宅関連税制の延長

国内投資の重要性が増すなか、内需の柱である住宅産業において、物価や人件費の上昇等により住宅価格が高騰し住宅取得を巡る環境が厳しくなっている。そのような状況下においても、環境性能の向上や安心安全の確保等を可能とする良質な住宅ストック形成や、子育て世帯にとって良質な住環境の整備を促進するためにも、以下の措置を講じるべきである。

- ・住宅ローン減税制度について、住宅の省エネ性能に応じた借入限度額や子育て世帯等に対する現行措置の延長
- ・新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長
- ・居住用財産の買換え・売却に伴う特例の延長
- ・住宅および住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長
- ・認定長期優良住宅等に係る特例の延長
- ・リフォーム促進税制の延長
- ・老朽化マンション等の建替え等の円滑化に係る特例の延長等
- ・既存建築物の耐震改修促進のための固定資産税の特例の延長
- ・既存建築物のバリアフリー改修促進のための固定資産税等の特例の延長
- ・住宅税制における床面積要件の下限の40㎡への引き下げ

## (10) 自動車関係諸税の総合的な見直し

2050年カーボンニュートラルの実現、CASE<sup>1</sup>・モビリティ社会の進展などに加え、米国の関税措置や物価上昇などの足元の状況も含め、自動車を取り巻く環境は大きく変化している。こうした環境変化を踏まえながら、カーボンニュートラルへの対応、税制の簡素化、ユーザーの負担軽減、内需拡大を通じた国内産業基盤の維持等の観点から、自動車関係諸税について、総合的な見直しを行うとともに、以下の措置を講じ

<sup>1</sup> 「Connectivity (つながる)」「Autonomous (自動化)」「Shared & Service (利活用)」「Electric (電動化)」の頭文字をつなげた造語

るべきである。

- ・自動車税・軽自動車税の環境性能割（取得時）の廃止および消費税との二重課税の解消
- ・自動車重量税の暫定税率の廃止
- ・自動車重量税のエコカー減税の現行水準での延長
- ・自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の現行水準での延長
- ・ノンステップバスやUD タクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長
- ・先進安全技術（衝突被害軽減ブレーキ）を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長・拡充

また、車体課税の中期的な課題として、多様な種類の車両の間での負担の公平性や簡素化の観点から、課税標準を重量に一本化・重量税の暫定税率は廃止したうえで、環境性能に応じて増減する仕組みに見直すべきである。少なくとも、これらの見直しを実現するまでの間、エコカー減税・グリーン化特例を現行水準で維持すべきである。さらに長期的には、モビリティ社会の進展を踏まえ、自動車ユーザー以外にも含めた、より広い受益者が公平に負担する仕組みなどを検討していくことが必要である。

#### (11) 物流の効率化・安定化に向けた拠点整備に係る税制の創設

深刻な人手不足に直面する中、トラックドライバーの働き方改革の影響も相俟って、物流効率化に向けた取組みが喫緊の課題となっている。とりわけ、安定的な物流ネットワークの維持には、経済・産業・生活の基盤となる物流拠点の整備・更新や機能強化が求められるほか、地方都市における「物流空白地域」が発生しないような適正な配置を考慮することも不可欠である。また、近年では、拡大する大規模自然災害リスクを踏まえた防災機能や、道の駅等、地域に開かれた賑わい創出機能等とのミクスْتُユースも期待されている。

一方で、その整備においては、民間事業者の投資に係るコスト負担が大きく、十分に進んでいるとは言えない。このため、投資コストを低減するような税制優遇措置（所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の軽減）を講じるべきである。

## 2. 都市と地方が共に栄え成長していくための税制

### (1) 都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例の延長・拡充

わが国の持続的な成長を支える都市の国際競争力・イノベーション力強化や防災性能向上を図るとともに、都市機能や良質な住宅ストックの供給、地域に求められる公共的価値の創出等を通じたエリア価値の向上を促すため、都市再生促進税制については、登録免許税の特例における期間要件の緩和や固定資産税等の特例における対象施設の追加等の拡充を行ったうえで延長すべきである。あわせて、既成市街地、市街地再開発事業に係る事業用資産の買換え特例も延長すべきである。

また、地方都市は、地域の稼ぐ力を新たな投資・消費に繋ぐ「地域経済循環の結節

点」として極めて重要な役割を担っている。将来にわたる人口減少が見込まれる中で、近年の資材高騰や金利上昇等も相俟って、老朽化した建物等の更新が進まず、都市のスポンジ化が深刻化している中、利便性や多様性等、若者・女性が求める都市機能等を高めていくことが必要である。地域に新たな付加価値を生み出す基盤である地方都市の役割を強化し、若者・女性が「住みたい・働きたい・戻りたい」と思える都市の再生を加速化する観点から、民間事業者による積極的な投資を後押しする都市再生促進税制が地方都市でも活用できるように、都市再生緊急整備地域の地方圏への更なる拡大を図るべきである。

## **(2) 民間投資を喚起する国家戦略特区における課税の特例措置の延長**

国家戦略特区は、2014年5月に東京圏、関西圏等6区域が指定されて以降、現在15区域が指定されており、それぞれの地域において、都市の国際化、農業や雇用の規制改革、観光振興による地域活性化等の取り組みが進められている。地域の実情に応じて適用が図れるため、多くの事業者が活用し、民間投資を喚起していることから、国家戦略特区における課税の特例措置については、今年度末の適用期限を延長すべきである。

## **(3) ウォークブル推進税制の延長・拡充**

民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合の固定資産税等を軽減するウォークブル推進税制は、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を後押しし、地域における新たな消費や投資の拡大、観光客を含めた人流の増加に加え、健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止等、様々な地域課題の解決や来街者のウェルビーイング向上に寄与していることから、今年度末の適用期限を延長するとともに、まちなかの滞在性・回遊性向上に資する施設の追加等の拡充を図るべきである。

## **(4) 土地の売買等に係る登録免許税の特例の延長**

土地に対する投資を促進し、都市や地域の活力を高める観点から、土地の売買による所有権の移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の特例を延長すべきである。

## **(5) 法人等の土地譲渡益重課の課税停止期間の延長**

土地の譲渡益への重課は、土地と土地以外の資産との間の税負担バランスを歪め、企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとなる。土地取引の活性化・有効利用を促進する観点から、土地譲渡益重課の課税停止期間を延長すべきである。

## **(6) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減措置の延長**

良好な環境を備えた住宅・宅地の開発事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減、低未利用地の活用促進を図る観点から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置を延長すべきである。

## (7) 地方都市再生・中心市街地の活性化のための税制措置

### ① 都市再生推進法人が行う都市再生・エリアマネジメント事業に対する税制支援の強化

都市再生推進法人の認定を受けたまちづくり会社等は、限られた財源の中で空き地・空き店舗等の低未利用不動産や古民家等の地域資源を利活用・リノベーションしながら、まちの個性や価値を高めるまちなか再生・エリアマネジメント事業を展開している。こうしたまちづくり会社等による公共・公益への貢献に資する独創性ある新規事業・事業拡大への取り組みを一層促すため、不動産取得税・登録免許税・固定資産税・法人税の減免等の措置を講じるべきである。

また、まちなかへの商業施設や業務施設（オフィス、コワーキングスペース等）、業務支援施設（インキュベーション施設等）、集客施設（ホテル、アリーナ等）の立地は、若者・女性を惹きつける都市の利便性・多様性確保とともに、新たな投資・消費や人流をまちなかに呼び込み、既存の地元店舗とのシナジーやイノベーションの創発に寄与することも期待される。このため、都市機能誘導区域（まちなか）への立地・拠点整備に向けて、税制上のインセンティブ措置を講じるべきである。

### ② 低未利用不動産解消に向けた民間活力活用のための特例措置の創設

まちづくり会社や地域企業が取り組むまちづくり事業は、社会課題解決等の公共・公益的な側面が強く、収益性に乏しいことから、連鎖的な事業拡大・新事業展開に係る資金調達が難しく、公的支援に頼ることも多い。過度に行政支援に頼ることなく、民間による持続可能なまちづくりを後押しするため、まちづくり会社等の事業理念に共感し、出資・寄付を行う法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

また、中心市街地・まちなか等における低未利用地、および所有者不明土地の発生抑制・活用促進のために、まちづくり会社、ランドバンク<sup>2</sup>等が一時的に土地等を取得して流通させる場合の税を軽減すべきである。

このほか、低未利用不動産の価値向上・利活用に向けて、都市機能誘導区域・居住誘導区域における低未利用不動産を、公共貢献に資するまちづくり・エリアマネジメント事業に供すること目的に、都市再生推進法人や民間事業者に譲渡・売却・賃貸した際の所有者や活用事業者、仲介する不動産事業者に対する税制上のインセンティブ措置を講じるべきである。

### ③ 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の延長

全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進することで、所有者不明土地の発生抑制や土地の有効活用を通じた地域活性

---

<sup>2</sup> 地方自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。1970年代から米国で広がりを見せていたが、2008年の金融危機後さらに増加している。日本では2013年に山形県鶴岡市で設立され注目を浴び、2022年の所有者不明土地法改正により「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定制度が創設された。

化を図るため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得を控除する措置を延長すべきである。

#### ④ まちづくり GX の推進に向けた都市緑地保全のための特例措置の延長等

都市における緑地の質・量両面での確保のため、都市緑化支援機構が地方公共団体に代わって緑地の買入れを行う際の登録免許税・不動産取得税の非課税措置の適用期限を延長すべきである。あわせて、都市の脱炭素化に資する都市開発事業を促すため、民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る税制特例措置を拡充すべきである。

また、地方都市における GX を契機としたまちなかへの新たな投資を呼び込むため、都市再生推進法人の認定を受けたまちづくり会社等による都市の緑地を確保するプロジェクトに対し、税制上の支援措置を講じるべきである。

#### ⑤ まちづくり・観光の重要な担い手である芸術文化施設等に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手である。民間が所有する文化施設の事業継続を支援し、地域の賑わい創出・インバウンド対応を後押しするため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

#### ⑥ 空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する税制優遇措置の創設

商業機能が集積している地区等において、一定期間内（10 年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」<sup>3</sup>を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

## V. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制

### 1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 令和 7 年度税制改正において引上げられた給与所得控除の最低保証額に対応して、青色申告特別控除額を引上げること。またその際、e-Tax による申告等を行った場合の控除額の加算は維持すること。
- (3) 個人事業主の事業主控除（290 万円）を拡充するとともに、勤労性所得を認める税制を検討すること。
- (4) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置を復活させること。
- (5) 地域の活性化や社会課題の解決に資する寄附型クラウドファンディングにおける寄

<sup>3</sup> 商業地区において所有者等が不明、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

- 付金控除・寄附金特別控除の対象を拡大すること。
- (6) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人や NPO 法人に対する寄附金の上限額を上げること。
  - (7) 物価上昇等の状況を踏まえ、課税最低限の引上げなど必要な措置を講じること。
  - (8) 低所得世帯（年収 300 万円～400 万円）に多くの子育て層が含まれることから、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すること。
  - (9) セルフメディケーション税制について、対象医薬品の拡大を行ったうえで、恒久化すること。

## 2. 資産税関係

- (1) 円滑な事業承継に向け、以下を講じること。
  - ・ 個人版事業承継税制を活用する際に必要な個人事業承継計画の提出期限（2026 年 3 月末）の延長
  - ・ 事業承継税制一般措置による贈与税の納税猶予の適用を受けており、贈与者に相続が開始した場合における特例措置への切り替え容認
  - ・ 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減措置の創設
  - ・ 法人経営のために担保提供した個人資産について、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する制度の創設
  - ・ 分散した株式の集中化を図るため、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主のみなし配当課税の適用停止措置の実施
  - ・ 同族株主判定の際に基準となる範囲（6 親等内の血族（はとこ）、3 親等内の姻族（配偶者の甥・姪））の「配偶者および 3 親等内の親族」への縮小
  - ・ 現物出資等受入れ評価差額に係る規定（財産評価基本通達 186-2（2））の撤廃
- (2) 若年世代への早期の資産移転を後押しする観点から、以下を講じること。
  - ・ 暦年課税制度における基礎控除（110 万円）の引上げ
  - ・ 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
  - ・ 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化
  - ・ 死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額の拡充

## 3. 法人税関係

- (1) 地方創生の観点から、下記のとおり寄附税制を拡充すること。
  - ・ 商工会議所が実施する災害等からの地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金の全額損金算入
  - ・ アーケードや街路灯等の設置・管理に係る商店街振興組合の環境整備事業のための積立金の損金算入限度額の拡大

- (2) 中小企業の海外展開を後押しする観点から、以下を講じること。
- ・中小企業における外国子会社からの受取配当金の全額益金不算入
  - ・中小企業の海外からの撤退費用に係る税額控除制度の創設
  - ・親会社が負担する外国子会社への出向社員の人件費の全額損金算入
  - ・各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すこと。また、不透明な PE 課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うこと
  - ・外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間について、現行の3年から米国並みの10年に延長すること。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすること
- (3) 青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を現行の1事業年度から複数年度に拡充すること。
- (4) 賞与引当金、退職給与引当金については、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めること。
- (5) 中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための課税所得15億円以下（過去3年平均）の要件について、課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しを行うこと。

#### 4. 消費税関係

- (1) 直前課税期間の年税額の多寡によらず、中間納付額や納付回数を任意に設定できる新たな分割前納制度を創設すること。
- (2) 会社決済型のクレジットカード（法人カード）での支払いを出張旅費等特例の対象とすること。

#### 5. 地方税関係

- (1) 安易な宿泊税の導入による事業者の負担増加を防ぐために、法定外税の新設にかかる国の同意に際して、税収の使途や透明性を精査するとともに、関係事業者へ適切な説明がなされ、一定の理解を得ているか十分に配慮すること。また、地方自治体における観光財源のあり方について、こうした税収の使途や透明性、関係事業者への説明等の配慮すべき事項を整理し、地方自治体に提示すること。
- (2) すでに地方交付税により財源の不均衡は調整されていること等を踏まえ、地方法人課税の偏在是正については行うべきでない。

#### 6. 年金関係

- (1) 企業年金の積立金に対する特別法人税は、企業年金の持続性・健全性を著しく損ない、とりわけ中小企業に対する企業年金の普及・拡大という目指すべき政策の方向性に反するものであり、また「拠出時、運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反していることから撤廃すること。

- (2) 一定年齢以降において、一定額内での追加拠出を可能とするキャッチアップ拠出を導入すること。

## 7. 納税環境整備

- (1) e-Tax と eLTAX の統合等による申告・納税手続きのワンストップ化を図ること。
- (2) 地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すること。
- (3) 小学校や中学校、高等学校（普通科を含む全ての高等学校）など、学校教育の早い段階から社会人に至るまでの広い年代で、租税教育や簿記・会計学習の機会を拡充すること。

## VI. 東京都に対する要望

わが国経済は、今まさに「停滞から成長」への転換局面にあり、30年続いたデフレからの完全脱却を実現し得る好機を迎えている。しかし、昨今の原材料・エネルギー価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う防衛的な賃上げ、価格転嫁の遅れによる収益圧迫等により、都内事業者の多くが、構造的・持続的な賃上げや新たな成長投資に取り組むための原資を十分に確保できていない厳しい状況にある。

こうした中、地域経済の持続的な好循環を生み出すためには、地域経済や雇用を支える中小企業の「稼ぐ力」の強化に向け強力に後押しすることが必要である。

### 1. 中小・中堅企業の「稼ぐ力」の強化や経営基盤強化を後押しする税制

#### (1) 固定資産税、事業所税、都市計画税等の減免

固定資産税、事業所税、都市計画税等は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律で課税されるものであり、企業の前向きな投資活動など、「稼ぐ力」を強化する取り組みの大きな阻害要因となっていることから、以下の措置を講じるべきである。

- ・商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準条例減額措置（負担水準の65%）の拡充（負担水準の60%までの引下げ等）
- ・小規模非住宅用地に係る2割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化

#### (2) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても課税され、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する企業の取り組みを妨げるものであり、そもそも国際的に見ても稀な税制であることから、同税は廃止すべきである。

#### (3) 研究開発に使用する設備に対する固定資産税の減免措置の創設

地域経済の持続的な好循環を生み出すためには、企業による継続的かつ戦略的な研

究開発投資が不可欠である。中でも、研究開発を支える設備投資（研究施設、実験装置、開発拠点の整備等）は、長期的な視点でのイノベーション創出に資するものであり、その促進に向けたインセンティブの強化が求められている。

しかしながら、現行制度においては、研究開発に使用する建物・設備・機械等も他の用途の資産と同様に、収益状況に関係なく、赤字であっても固定資産税が課されることから、企業にとっては初期投資に加え、長期にわたる税負担が重くのしかかる構造となっている。特に中小企業においては、収益化までに時間を要する研究開発活動の負担が重く、投資の抑制要因となっている。

こうした状況を踏まえ、中小企業における研究開発投資の促進と研究開発拠点の維持・拡充を図る観点から、研究開発用の固定資産（建物、構築物、機械装置、測定機器等）について、固定資産税を減免する措置を創設すべきである。

#### **（４）新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止**

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収されるなかにあつて、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

#### **（５）法人事業税・法人住民税の超過課税の廃止**

法人税改革の結果、わが国の法人実効税率は、29.74%（2018年度～）にまで引下げられたが、東京都においては、30.62%（外形標準課税適用法人）、34.59%（中小法人-超過税率）と、30%台にとどまっている。

東京都が進める「稼ぐ東京」の実現に向け、全ての業種にて法人事業税・法人住民税の超過課税を廃止し、次世代につなぐ中小企業・地域産業の活性化を図るべきである。

#### **（６）事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対**

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業の納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調

整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となるなど、現年課税化は、企業、地方自治体双方の事務負担を増加させ、生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのDX化・納税環境整備が不可欠である。

## **2. 世界経済を牽引する東京の活力強化に向けた税制**

### **(1) 中小企業のデジタル化推進に向けた環境整備**

バックオフィス業務のデジタル化は、事業者にとって経理事務の負担軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等、経営面からもメリットが大きい。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告・電子納税の促進は徴税コストの低減に寄与することから、以下の措置を講じるべきである。

- ・東京都および周辺自治体における電子帳簿・電子申告・電子納税の普及促進および税の減免等のインセンティブ措置の創設
- ・東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払報告書の様式統一

### **(2) 創業支援に資する税制措置の拡充**

東京都が策定している「2050 東京戦略～東京もっとよくなる～」にて、挑戦者が生まれ、世界から集まり、そして挑戦者を応援する、世界最高にスタートアップフレンドリーな都市・東京を目指し、アントレプレナーシップの育成や資金供給支援等が示されている。女性・若者・シニアをはじめとした様々な層が創業を志し、東京の産業活性化を図るために、以下に掲げる税制措置が必要である。

- ・創業後5年間の法人事業税や法人住民税の減免措置の創設
- ・創業者を対象に家賃を減免してオフィスを提供した事業者に対する優遇制度の創設（固定資産税の減免措置、地方税の税額控除等）

### **(3) 高度な防災都市を実現するための税制**

首都直下地震・南海トラフ地震や大規模な風水害による影響、被害を最小限にとどめるためには、都市防災力の向上が重要かつ喫緊の課題である。

「強靱な首都東京」を実現するためには、地域防災力の向上、災害に強いまちづくり・都市基盤の構築等、ソフト・ハード両面での多岐にわたる対策が欠かせない。官民が総力を挙げて取り組み、東京を安全・安心な都市にする必要があり、税制の面で以下の措置を講じるべきである。

- ・BCP 策定や訓練の実施率向上を図るためのインセンティブとして、BCP の導入企業が建物・工場、免震・制振装置および自家発電装置等について防災・減災目的で改修工事や建替え、新設する場合には、法人および個人事業税、固定資産税・都市計画税を減免する措置の創設
- ・密集市街地（木造住宅密集地域、老朽ビル集積地等）、緊急輸送道路沿道建築物等の防災・減災や、帰宅困難者への支援等を目的に、事業者が新たな設備投資を行う場合には法人および個人事業税を減免する措置の創設
- ・オフィスビル等の事業者がテナントとして入居する他の事業者や近隣の事業者等との協定をもとに、自主的に備蓄品保管のために自社スペースを提供した場合、固定資産税・都市計画税の減免対象とする措置の創設

以 上